

覚書

埼玉県（以下「甲」という。）と川越市、所沢市、狭山市、三芳町（以下「乙」という。）とは、くぬぎ山地区における緑地の保全に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が協力して、くぬぎ山地区における緑地の保全を図ることを目的とする。

（自然再生協議会）

第2条 甲及び乙は、くぬぎ山地区自然再生協議会に、自然再生事業の実施者として、また当該協議会の支援を行う地方公共団体として、継続的に参画する。

2 甲及び乙は、第1項のくぬぎ山地区自然再生協議会において、事務局として運営に関与する。

（特別緑地保全地区）

第3条 甲及び乙は、別図1のとおり、くぬぎ山地区に特別緑地保全地区を指定することに同意する。

（負担割合）

第4条 前条の特別緑地保全地区内の土地の買入れ、維持管理及び施設整備に係る費用負担については、別表1のとおりとする。

2 前条の特別緑地保全地区が、今後、近郊緑地特別保全地区となった場合には、甲及び乙が協議の上、別表1の負担割合を速やかに改めるものとする。

（その他の事項）

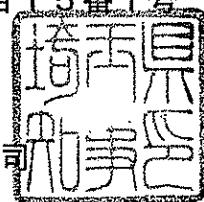
第5条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙の協議により定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書を5通作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上各自1通を保有する。

平成17年1月13日

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

甲 埼玉県



埼玉県知事

上田 清司

川越市元町1丁目3番地1

乙 川越市

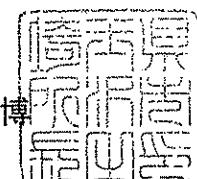
川越市長 舟橋功一



所沢市並木1丁目1番地の1

乙 所沢市

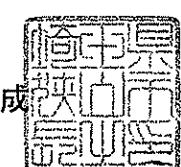
所沢市長 斎藤 博



狭山市入間川1丁目23番5号

乙 狹山市

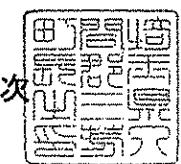
狭山市長 仲川幸成



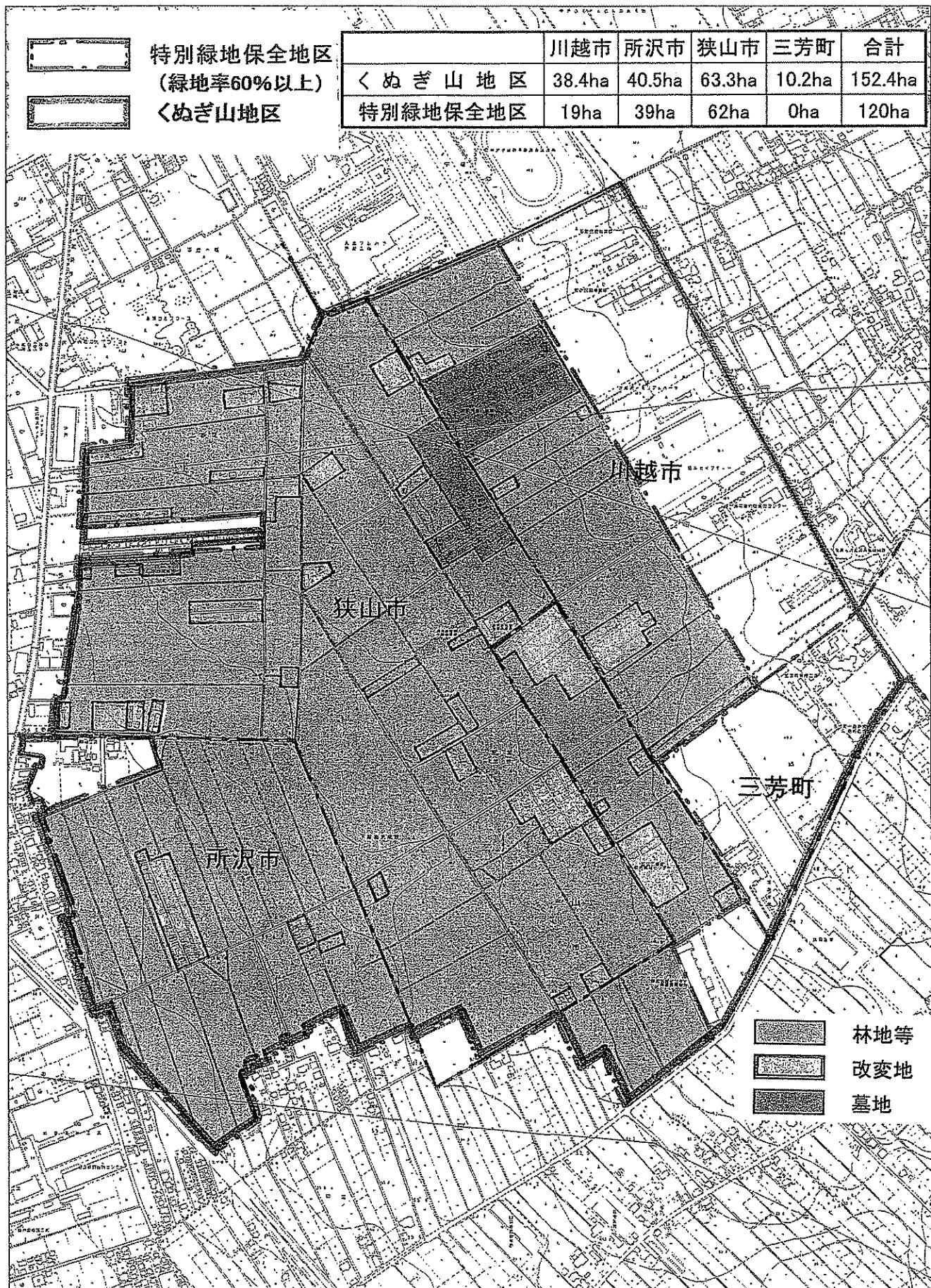
入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

乙 三芳町

三芳町長 林 孝次



別図1



別表 1

特別緑地保全地区内の土地の買入れ、維持管理及び施設整備に係る費用負担

区分	一般の市の場合			中核市の場合		
	国	県	市	国	県	中核市
土地の買入れ	1/3	1/3	1/3	1/3	0	2/3
維持管理	0	1/2	1/2	0	0	1
施設整備	1/2	1/4	1/4	1/2	0	1/2